八潮市子ども家庭支援課長

産婦健康診査実施のお願い

平素より、八潮市の母子保健事業にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

本市では、市民が産後1か月までに受診する産婦健康診査について、費用の一部助成(<u>産婦1人につき2回まで</u>)を行っておりますが、業務委託契約を締結していない医療機関で受診された場合には、一定の要件を満たした場合に償還払いにて対応しております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、下記のとおりご対応いただきたくご協力の 程よろしくお願いいたします。

記

1. 助成券の取扱い

- ①産婦健康診査の助成券の提示及び、健康保険証等で住民登録地が八潮市であることをご確認ください。
- ②基本的な健診項目(別表1:裏面)及び、こころの健康チェック3枚(エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS)・育児支援チェックリスト・赤ちゃんへの気持ち質問票)のアンケートを実施してください。アンケートは産婦本人が記載するものです。
 - ※エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)は必ず実施していただくものとなっております。育児支援チェックリスト、赤ちゃんへの気持ち質問票については、医療機関の判断で実施をお願いします。
- ③産婦健康診査(こころの健康チェックを含む)を自費で実施した場合、助成券には基本的な健診とこころの健康チェックの結果を記入・医療機関の押印をし、受診した産婦にお渡しください。

また、母子健康手帳の「出産後の母体の経過」のページに基本的な健診の結果を記入してください。 (原則、こころの健康チェックの結果は、母子健康手帳に記入する必要はありませんが、記入する場合は産婦の了承を得てください。)

- ※受診した産婦が八潮市に償還払いの申請をする際、必要事項が記入されており、医療機関の押印がある「産婦健康診査助成券」と産婦健康診査の基本的な健診の結果が記載されている「母子健康手帳の写し」、「産婦健康診査費用の領収書」が必要となります。
- *こころの健康チェックの記載がない場合は、償還払いの対象になりません。

2. 支援が必要な方への対応

健診の結果、支援が必要(別表2:裏面)と判断された場合、八潮市子ども家庭支援課母子保健係まで 電話連絡をいただき、3つの質問票のコピーと助成券(市町村保管用)を速やかに送付していただけると 助かります。

産婦健康診査助成券は「市町村への連絡事項:あり」「電話連絡済み」の□にチェックをお願いします。

<問合せ先> 埼玉県 八潮市子ども家庭支援課 母子保健係

TEL: 048-933-9707 (直通) 〒340-8588 八潮市中央 1-2-1

(別表1)

産婦健康診査項目			
出産後概ね1か月 (必要に応じ、 出産後2週間程度)	基本的な 産婦健康診査	問診(生活環境・授乳状況・育児不安・精神疾患の既往歴・服薬歴等)	
		一般診察(子宮復古状況・悪露・乳房の状態等)	
		体重・血圧測定	
		尿検査(蛋白及び糖)	
	こころの 健康チェック	下記3つの質問票による客観的なアセスメントと問診、診察等を合わせ精神的な状況を総合的に評価	
		3つの質問票(I.育児支援チェックリスト II.エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) III.赤ちゃんへの気持ち質問票) ※時間等の制約上、3つの質問票全てを実施することが困難な場合は、EPDSのみでも可。	

(別表2)

保健センターに支援を依頼する場合の目安			
1	エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)の合計が9点以上(身近にサポートする人がいない場合)		
2	エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)の質問項目10が1点以上		
3	赤ちゃんへの気持ち質問票の合計点数が3点以上で、問診等と総合して特に支援が必要と判断される		
4	精神疾患の既往歴や罹患の疑いがある、若年産婦、生活困窮者など医師・助産師等の総合的な評価により継続した支援が必要と判断される		

[※]上記目安に満たない場合でも、問診、診察等により把握した精神的な状況を総合的に評価し、支援が必要だと判断される場合は速やかに連絡をお願いします。